

平成28年第1回箕面市議会定例会議案

第1号議案	平成28年度箕面市一般会計予算	}	別冊
第2号議案	平成28年度箕面市特別会計財産区事業費予算		
第3号議案	平成28年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算		
第4号議案	平成28年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算		
第5号議案	平成28年度箕面市特別会計介護保険事業費予算		
第6号議案	平成28年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算		
第7号議案	平成28年度箕面市病院事業会計予算		
第8号議案	平成28年度箕面市水道事業会計予算		
第9号議案	平成28年度箕面市公共下水道事業会計予算		
第10号議案	平成28年度箕面市競艇事業会計予算		
報告第1号	専決処分の報告の件（交通事故等に係る損害賠償請求に関する和解）……………		1
第11号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立かやの広場及び箕面市立かやの中央駐車場）……………		7
第12号議案	市道路線の認定及び廃止の件……………		9
第13号議案	住之江競艇施行者協議会規約の変更に関する協議の件……………		13

第 1 4 号議案	箕面市税条例改正の件	17
第 1 5 号議案	箕面市特別会計条例改正の件	19
第 1 6 号議案	箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例改正の件	21
第 1 7 号議案	箕面市立コミュニティセンター条例改正の件	25
第 1 8 号議案	箕面市高齢者等介護総合条例及び箕面市立介護老人保健施設条例改正の件	27
第 1 9 号議案	農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例改正の件	29
第 2 0 号議案	箕面市営住宅管理条例改正の件	31
第 2 1 号議案	箕面市建築審査会条例改正の件	33
第 2 2 号議案	箕面市火災予防条例改正の件	35
第 2 3 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立コミュニティセンター彩都の丘会館）	39

報告第1号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の5件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成27年12月22日専決）

- (1) 事故発生日時 平成26年6月26日 午前10時45分頃
- (2) 事故発生場所 茨木市北春日丘四丁目7番地先路上
- (3) 相手方 茨木市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（地域創造部地域活性化室特定地域活性化課 XXXXXXXXXX 運転）が、上記日時・場所において、直進していたところ、対向車線を走行する相手方の車両が至近距離で突然右折したため、避けきれず同車両と接触し、相手方の車両の左後部ドア及びリアバンパー等並びに本市の車両の左ヘッドライト及びフロントバンパー等を破損させたものである。
- (5) 和解の内容 1 本件事故による相手方の損害額は、166,000円とし、市は、相手

方に16,600円を支払う。

2 本件事故による本市の損害額は、290,952円とし、相手方は、市に261,857円を支払う。

(6) 和解年月日 平成27年12月22日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成28年1月21日専決）

(1) 事故発生日時 平成27年10月29日 午後2時45分頃

(2) 事故発生場所 箕面市栗生外院二丁目17番6号 サークルK栗生外院店駐車場内

(3) 相手方 茨木市在住の個人

(4) 事故の状況 本市のごみ収集車（市民部環境クリーンセンター環境整備室 XXXXXXXXXX 運転）が、上記日時・場所において、駐車場から出るため同車両を発進させたとき、右後方から近づいてきた自転車に気を取られてハンドル操作を誤り、左側に駐車していた相手方の車両に接触し、その右フロントバンパーを破損させたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、89,094円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成28年1月21日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成28年1月28日専決）

(1) 事故発生日時 平成27年5月16日 午前9時頃

(2) 事故発生場所 門真市三ツ島三丁目9番13号先路上

(3) 相手方 大阪市住吉区所在の法人及び摂津市所在の法人

(4) 事故の状況 本市の公用車（リース車両。健康福祉部障害福祉課障害者支援室 XXXXXXXXXX 運転）が、上記日時・場所において、交差点手前で減速した際にブレーキ制動を誤り、前方に停車していた相手方の車両2台に玉突きし、前から1台目の車両の後部バンパー等並びに2台目の車両の前部及び後部バンパー等を破損させたものである。

(5) 和解の内容 1 本件事故による相手方の損害額（いずれも物損に限る。）は、411,500円及び215,460円とし、市は、相手方にそれぞれその全額を支払う。

2 市がリース会社と締結した公用車賃貸借契約に基づき、同社が相手方にそれぞれ市の負担額の全額を支払ったことをもって、市が相手方にそれぞれ支払うべき金額の支払とする。

(6) 和解年月日 平成28年2月4日

4 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成28年1月28日専決）

(1) 事故発生日時 平成27年5月8日 午前11時55分頃

(2) 事故発生場所 箕面市船場西一丁目9番1地先 萱野南交差点内

(3) 相手方 (所有者) 箕面市所在の法人
(運転者) 箕面市在住の個人

(4) 事故の状況 本市の公用車（リース車両。健康福祉部保健スポーツ課 [REDACTED] 運転）が、上記日時・場所において、交差点に北から進入し西方向へ右折しようとしたところ、対向車線を直進してきた相手方の車両と衝突し、相手方（所有者）の車両の前部及び本市の車両の全部を破損させ、並びに相手方（運転者）の頸部及び腰部に打撲等を負わせたものである。

- (5) 和解の内容
- 1 本件事故による相手方（所有者）の損害額は、770,000円とし、市は、相手方（所有者）に616,000円を支払う。
 - 2 本件事故による相手方（運転者）の損害額は、251,756円とし、市は、相手方（運転者）にその全額を支払う。
 - 3 市がリース会社と締結した公用車賃貸借契約に基づき、同社が相手方にそれぞれ市の負担額の全額を支払ったことをもって、市が相手方にそれぞれ支払うべき金額の支払とする。

(6) 和解年月日 平成28年2月1日

5 公用車賃貸借契約の解約に係る損害賠償請求に関する和解（平成28年1月28日専決）

- (1) 相手方 大阪市淀川区所在の法人
- (2) 解約の状況 上記4の交通事故により、平成27年4月1日付けで締結した総合保健福祉センター公用車賃貸借契約に基づき賃貸借した公用車5台のうち1台を平成27年5月31日をもって解約したものである。
- (3) 和解の内容 本件解約に係る相手方の損害額は、150,000円とし、市は、相手方に平成28年3月31日までにその全額を支払う。
- (4) 和解年月日 平成28年2月1日

第 1 1 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日議決を経た「第 1 0 2 号議案指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

「3 指定の期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで。ただし、平成 2 6 年 4 月 1 日以後において、北大阪急行線の延伸に伴う工事の状況等により箕面市立かやの広場及び箕面市立かやの中央駐車場の全部若しくは一部を廃止し、又は平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで休止する場合は、指定の期間の末日は、各施設につき、当該廃止し、又は休止する日の前日とする。」を「3 指定の期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 7 月 3 1 日まで」に改める。

(提案理由)

北大阪急行南北線の延伸による新駅の設置工事に伴い平成28年7月31日限りで箕面市立かやの中央駐車を廃止するに当たり、同日まで引き続いて現在の指定管理者に複合施設（箕面市立かやの広場及び箕面市立かやの中央駐車場）を管理運営させることが効率的であることから、その指定期間を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第 1 2 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

認定及び廃止をする市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道富士住宅 8 号線ほか 2 2 路線を認定し、及び市道富士住宅 8 号線ほか 1 路線を廃止するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提案するものである。

別紙

認定及び廃止をする市道路線

1 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
13766	富士住宅8号線	新稲六丁目514番8	新稲六丁目514番19	
13773	桜井郵便局北線	桜井一丁目241番6	桜井一丁目241番3	
13774	才線西支線	桜ヶ丘二丁目109番4	桜ヶ丘二丁目109番6	
13775	新稲北3号線	新稲五丁目856番32	新稲五丁目856番38	
13776	牧落大通庵12号線	牧落一丁目19番61	牧落一丁目19番65	
13777	牧落国道南5号線	牧落五丁目300番5	牧落五丁目300番9	
13778	桜井3番通り東線支線1号線	桜井一丁目244番10	桜井一丁目244番13	
13779	平和台住宅6号線3号支線	箕面八丁目72番11	箕面八丁目72番22	
23436	船場西46号線	船場西一丁目618番4	船場西一丁目620番5	
23437	稲垣内線支線1号線	稲二丁目295番4	稲二丁目307番1	
23438	箕面北小学校前交差点北線	箕面三丁目336番23	箕面三丁目336番26	
23439	箕面高校北東住宅線	牧落四丁目89番6	牧落四丁目89番12	
23440	芝国道北線東支線	萱野一丁目186番3	萱野一丁目186番12	
23441	船場西47号線	船場西一丁目120番38	船場西一丁目120番28	

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
33230	萱野東西線	西宿一丁目297番3	石丸一丁目680番1	
33311	白島中央線北線1号線	白島二丁目284番	白島二丁目287番11	
33312	尺下池南2号線	外院二丁目322番8	外院二丁目322番6	
33313	外院北公園西線	外院三丁目110番3	外院三丁目110番12	
43511	彩都区画52号線支線1号線	彩都栗生南六丁目152番7	彩都栗生南六丁目152番8	
43512	彩都区画71号線	彩都栗生北二丁目17番6	彩都栗生北二丁目13番2	
43513	彩都区画72号線	彩都栗生北二丁目17番7	彩都栗生北二丁目13番19	
43514	彩都区画73号線	彩都栗生北二丁目13番46	彩都栗生北二丁目17番21	
43515	彩都区画74号線	彩都栗生北二丁目13番2	彩都栗生北二丁目13番13	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13766	富士住宅8号線	新稲六丁目514番8	新稲六丁目514番19	
33230	萱野東西線	西宿一丁目297番3	白島一丁目467番1	

第 1 3 号議案

住之江競艇施行者協議会規約の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、住之江競艇施行者協議会規約を別紙のとおり変更することについて大阪府都市競艇組合と協議する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

住之江競艇施行者協議会規約を変更するに当たり、大阪府都市競艇組合と協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 6 の規定によりその例によることとされる同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により提案するものである。

別紙

住之江競艇施行者協議会規約の一部を変更する規約

住之江競艇施行者協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第一号を次のように改める。

一 大阪府都市競艇企業団

第十七条第一項中「大阪府都市競艇組合」を「大阪府都市競艇企業団」に改める。

附 則

この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

第十四号議案

箕面市税条例改正の件

箕面市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の三第一項に次の一号を加える。

三 所得税法第七十八条第二項第二号の規定により財務大臣が指定した寄附金のうち、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（市内に主たる事務所又は校舎を有するものに限る。）に対する寄附金

第六十三条の七第二項第一号中「個人番号又は」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の第十五条の二の三の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成二十八年一月一日以後に支出する同条第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

(提案理由)

市民税の寄附金税額控除制度を市内に存する国立大学法人への寄附金に適用するとともに、地方税分野における個人番号の利用手続の見直しに伴い関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第十五号議案

箕面市特別会計条例改正の件

箕面市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市特別会計条例の一部を改正する条例

箕面市特別会計条例（昭和三十九年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

五 公共用地先行取得事業 特別会計公共用地先行取得事業費

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

公共事業等を効率的に推進するに当たり、公共用地先行取得事業に係る特別会計を設置するため、本条例を改正するものである。

第十六号議案

箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例改正の件

箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例の一部を改正する条例

箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例（平成十七年箕面市条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市立かやの広場条例

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第一条中「図るとともに、萱野中央地区における駐車環境の改善を図り、もって市民の利便、」を「図り、もって」に、「及び箕面市立かやの中央駐車場（以下「複合施設」）を」（以下「広場」）に改め、同条の表箕面市立かやの中央駐車場の項を削る。

「第二章 指定管理者」を削る。

第二条第一項、第二項及び第四項、第三条第二項及び第四項並びに第六条第一項第四号中「複合施設」を「広場」に改める。

第三章を削る。

「第四章 箕面市立かやの広場」を削る。

第八条第一項中「箕面市立かやの広場（以下「広場」という。）を「広

場」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「この章において」を削り、同条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第三号中「第十五条第三号」を「第十四条第三号」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条各号列記以外の部分中「第九条」を「第八条」に改め、同条第九号中「他の利用者」を「他人」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用料金)

第十五条 利用者は、広場の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認められた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

第十六条を削る。

第五章を削る。

「第六章 雑則」を削る。

第二十四条中「複合施設」を「広場」に改め、同条を第十六条とする。

第二十四条の二中「第十二条第三号又は第十五条第三号」を「第十一条第三号又は第十四条第三号」に改め、同条を第十七条とする。

第二十五条中「複合施設」を「広場」に改め、同条を第十八条とする。

第二十六条中「複合施設を利用する者」を「利用者」に、「複合施設の」を「広場の」に改め、同条を第十九条とする。

第二十七条を第二十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

(権利譲渡等の禁止)

第二十条 利用者は、許可を受けた広場の利用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例の規定による平成二十八年八月一日以後の利用に係る許可は、改正後の箕面市立かやの広場条例の規定による利用に係る許可とみなす。

(提案理由)

北大阪急行南北線の延伸による新駅の設置に伴い、箕面市立かやの中央駐車場を廃止するため、本条例を改正するものである。

第十七号議案

箕面市立コミュニティセンター条例改正の件

箕面市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

箕面市立コミュニティセンター条例（平成十六年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える。

箕面市立コミュニティセンター 彩都の丘会館（天空の家）	箕面市彩都粟生南七丁目七番五三号
--------------------------------	------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 箕面市立コミュニティセンター彩都の丘会館の管理に関する業務を行わせる者を選定し、及び指定する手続その他管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

箕面市立コミュニティセンター彩都の丘会館を新たに設置するため、本条例を改正するものである。

第十八号議案

箕面市高齢者等介護総合条例及び箕面市立介護老人保健施設
条例改正の件

箕面市高齢者等介護総合条例及び箕面市立介護老人保健施設条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市高齢者等介護総合条例及び箕面市立介護老人保健施設
条例の一部を改正する条例

(箕面市高齢者等介護総合条例の一部改正)

第一条 箕面市高齢者等介護総合条例(平成十二年箕面市条例第二十六号)
の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」
に改め、同項第四号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に
改める。

(箕面市立介護老人保健施設条例の一部改正)

第二条 箕面市立介護老人保健施設条例(平成十六年箕面市条例第四十七
号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め
る。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第十九号議案

農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例改正の件

農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の一部を改

正する条例

農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例（昭和三十一年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業委員会の委員の定数を定める条例

本則中「選挙による」を削り、「十五人」を「二十一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の改正により農業委員会の委員の選出方法等が改められることに伴い、その委員の定数を定めるため、本条例を改正するものである。

第二十号議案

箕面市営住宅管理条例改正の件

箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例

箕面市営住宅管理条例（平成九年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項から十五の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市営借上住宅メイプルコート^{（一）}の借上期間の満了に伴い、市営住宅の用途を廃止するため、本条例を改正するものである。

第二十一号議案

箕面市建築審査会条例改正の件

箕面市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市建築審査会条例の一部を改正する条例

箕面市建築審査会条例（平成十三年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条第一号及び第二号中「法の規定」の下に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(提案理由)

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の改正に伴い、建築審査会の委員の任期を定めるため、本条例を改正するものである。

第二十二号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「さく等」を「柵等」に改める。

第三十一条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に改める。

第三十五条第一号中「いす」を「椅子」に改め、同条第二号中「いす背」を「椅子背」に、「いすの」を「椅子の」に、「いす席」を「椅子席」に改め、同条第五号イ、ロ及びハ中「いす席」を「椅子席」に改める。

第三十六条第一号中「いす」を「椅子」に改め、同条第二号中「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に改め、同条第四号イ中「いす席」を「椅子席」に、「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に改め、同号ロ中「いす席」を「椅子席」に改める。

第三十七条中「いす席」を「椅子席」に改める。

第三十七条の二中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第三十九条第一号イ中「いす席」を「椅子席」に、「長いす式」を「長椅子式」に改める。

第四十条第三号中「かぎ等」を「鍵等」に改める。

別表第三厨房設備の項中「マローム・ノブ・ボウ・コンロ・キャビネット・座グリ

ル付こんろ」や「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」は「格差」区別として「卓上型グリル付こんろ」や「グリル付こんろ・グリドル付こんろ」は「格差」区別として「付こんろ」は「格差」区別として

電気 不燃以外	こんろ形態のもの	4.8キロワット以下(1口当たり2キロワットを超え3キロワット以下)	100	2	2	2	2	
		4.8キロワット以下(1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下)	100	2	2	2	2	
電気 不燃以外	こんろ形態のもの	4.8キロワット以下(1口当たり3キロワット以下)	80	0	—	0	0	
		4.8キロワット以下(1口当たり1キロワット以下)	—	10	注8	—	10	注8
		4.8キロワット以下(1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下)	100	2	2	2	2	
		4.8キロワット以下(1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下)	—	15	注8	—	15	注8
		4.8キロワット以下(1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下)	—	10	注9	—	10	注9
電気 不燃以外	こんろ形態のもの	4.8キロワット以下(1口当たり3キロワット以下)	80	0	—	0	0	
		4.8キロワット以下(1口当たり1キロワット以下)	—	10	注8	—	10	注8
電気 不燃以外	こんろ形態のもの	4.8キロワット以下(1口当たり3キロワット以下)	100	2	2	2	2	
		4.8キロワット以下(1口当たり1キロワット以下)	—	10	注8	—	10	注8
電気 不燃以外	こんろ形態のもの	4.8キロワット以下(1口当たり3キロワット以下)	80	0	—	0	0	
		4.8キロワット以下(1口当たり1キロワット以下)	—	10	注8	—	10	注8

を

電気 電気調理用機器	不燃以外	電気、電磁誘導、電熱形式の電熱器（こんろの構造に限る。）	こんろ部分の全部が電熱器でないもの	全部が電熱器で又は一部分が電熱器でないもの	4.8キロワット以下（1ワットを超え3キロワット以下）	100	2	2	2
						—	20 注8	—	20 注8
不燃	電気、電磁誘導、電熱形式の電熱器（こんろの構造に限る。）	こんろ部分の全部が電熱器でないもの	全部が電熱器で又は一部分が電熱器でないもの	全部が電熱器で又は一部分が電熱器でないもの	4.8キロワット以下（1ワットを超え3キロワット以下）	100	2	2	2
						—	10 注9	—	10 注9
不燃	電気、電磁誘導、電熱形式の電熱器（こんろの構造に限る。）	こんろ部分の全部が電熱器でないもの	全部が電熱器で又は一部分が電熱器でないもの	全部が電熱器で又は一部分が電熱器でないもの	5.8キロワット以下（1ワットを超え3キロワット以下）	100	2	2	2
						—	10 注9	—	10 注9
不燃	電気、電磁誘導、電熱形式の電熱器（こんろの構造に限る。）	こんろ部分の全部が電熱器でないもの	全部が電熱器で又は一部分が電熱器でないもの	全部が電熱器で又は一部分が電熱器でないもの	5.8キロワット以下（1ワットを超え3キロワット以下）	80	0	—	0
						—	0 注8 0 注9	—	0 注8 0 注9
不燃	電気、電磁誘導、電熱形式の電熱器（こんろの構造に限る。）	こんろ部分の全部が電熱器でないもの	全部が電熱器で又は一部分が電熱器でないもの	全部が電熱器で又は一部分が電熱器でないもの	5.8キロワット以下（1ワットを超え3キロワット以下）	80	0	—	0
						—	0 注9	—	0 注9

に定める。同様注8及び注9を次のように定める。

注 8 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加

熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。

注 9 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加

熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものがある。

第 2 3 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立コミュニティセンターの指定管理者を指定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- 1 公の施設の名称 箕面市立コミュニティセンター彩都の丘会館（天空の家）
- 2 指定管理者 箕面市彩都栗生南七丁目 7 番 5 3 号
箕面市立コミュニティセンター彩都の丘会館管理運営委員会
委員長 吉 富 尚 人
- 3 指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

箕面市立コミュニティセンター彩都の丘会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

